

戸沢村オンライン化促進支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び緊急時における事業継続対策として、中小企業・小規模事業者等が在宅勤務やWeb商談会等を可能とするテレワーク環境の整備による職場環境の改善に取り組む事業に対し、補助金を交付する。

(補助対象事業)

第2条 中小企業・小規模事業者等が在宅勤務やWeb商談会等を可能とするテレワーク環境の整備による職場環境の改善に取り組む事業とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の支給を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 村内に住所を有する中小企業・小規模事業者等で、在宅勤務やWeb商談会等を可能とするテレワーク環境の整備による職場環境の改善に取り組む者。
- (2) 別紙「反社会的勢力排除に関する誓約事項」のいずれにも該当しない者であり、かつ、今後、補助事業の実施期間内・補助事業完了後も該当しないことを誓約する者。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、令和2年4月7日から令和3年1月20日までの間に取り組んだテレワーク環境の整備に係る経費の2/3（千円未満切り捨て）を支給するものとし、1事業所につき一度限り交付する。

2 前項の規定による補助金の支給額は、100万円を限度とする。

(助成金の支給申請)

第5条 補助金の支給を受けようとする者は、事業開始前に次に掲げる書類を村長に提出しなければならない。

戸沢村オンライン化促進支援補助金支給申請書（様式第1号）

テレワーク環境整備計画書（様式第2号）

その他村長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 村長は、前条の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは、戸沢村オンライン化促進支援補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 前条の規定により交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、事業完了後に次に掲げる書類を村長へ届出するものとする。

戸沢村オンライン化促進支援補助金実績報告書兼請求書（様式第4号）

補助対象事業に係る費用がわかる資料の写し

（見積書、契約書、納品書、請求書、領収書（内容記載のあるもの）、写真等）

(助成金の交付)

第8条 村長は、前条の規定の届出があったときは内容を審査確認し、適正と認めるときは補助金の額の確定をし、補助金の支給をする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金に関し必要な事項は、村長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和2年7月13日
日から施行する。

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。